

## 三次市立和田小学校情報管理規程

### (趣旨)

第1条 本校におけるインターネットを含む情報通信ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の利用が、適正に行われるための基本的な事項を定める。

### (基本事項)

第2条 ネットワークの利用は、校長の責任のもとで行う。

第3条 ネットワークの利用は、児童の情報活用能力の育成、指導上の資料収集や情報交換等、教育の推進や向上を目的として行う。

第4条 ネットワークの利用に際しては、三次市情報通信ネットワーク利用の手引き・ガイドラインに定められた事項を厳守し、かつ個人情報保護、データ保護を基本に三次市個人情報保護条例及びコンピュータネットワーク取扱要綱等に基づき適正に取り扱う。また、個人情報及びホームページに係る事項については、本規定及び「三次市立和田小学校個人情報取扱規定」「三次市立和田小学校 情報発信・活用に関するガイドライン」に基づき適正に取り扱う。

### (関係法令等の遵守)

第5条 ネットワークを利用する場合は、個人情報、著作権、プライバシー等の保護を目的とする関係法令及び条例を遵守する。

第6条 ネットワークを利用する場合は、人権侵害にならないよう適正な表現に努める。

### (利用に際しての留意事項)

第7条 ネットワーク利用に際しての留意事項は、次のとおりである。

#### (1) 人権に関するもの

- ① 個人のプライバシーを侵害する情報は発信しない。
- ② 他人を誹謗中傷する情報は発信しない。
- ③ 倫理に反することや人権を侵害する情報を発信しない。

#### (2) 利用に関するもの

- ① 教育上有害な情報は取り扱わない。
- ② 私的な情報発信・利益目的など、教育目的以外の利用はしない。
- ③ 特定の政治活動や宗教活動等を支援または誹謗する情報は発信しない。

#### (3) モラルに関するもの

- ① 虚偽の情報は発信しない。
- ② 犯罪行為に結びつくおそれのある情報は発信しない。
- ③ 他人に不利益を与えたり、財産を侵害したりするおそれのある情報は発信しない。

(個人情報の発信)

第8条 個人情報の発信は、ネットワークの教育活動の目的を達成するために必要不可欠であると校長が認める場合に限ることとし、個人の権利・利益の侵害防止を図る。但し、電子メール等で受信者が特定される場合には、その限りではない。

第9条 個人情報の範囲と扱いは、次のとおりである。

- (1) 氏名 氏名は個人が特定できない工夫をする。  
氏名の発信を必要とする場合は、本人及び保護者の同意を得る。
- (2) 写真等 集合写真とするなど個人が特定できないように配慮する。  
個人を特定する写真等の発信を必要とする場合は、本人及び保護者の同意を得る。
- (3) 作品 本人及び保護者の同意を得て扱うものとする。
- (4) 住所等 住所、電話番号及び生年月日は扱わないものとする。  
年齢、趣味、特技等個人的事項に関する情報についても、個人が特定されないよう十分配慮する。
- (5) 個人情報の発信について同意を求める場合は、個人情報等の趣旨について十分説明し、**同意をとらなければならない。**
- (6) 個人情報の発信に同意した後も、本人及び保護者は修正や取り消しを行うことができる。

(利用に係る校内体制)

第10条 ネットワークの適正な利用を図るため、校内に「情報教育推進担当者」を置く。

第11条 情報教育推進担当者は、次のことを行う。

- (1) 情報モラル育成に関わる指導
- (2) ホームページの維持、管理
- (3) パソコンルーム利用に関わる連絡調整（関係部・各教科間等）
- (4) 情報モラル育成に係る校内研修の計画と実施
- (5) 関係諸機関との連携
- (6) その他校長が必要と認める事項

(その他)

第12条 問題や事故が発生した場合には、直ちに拡大防止措置を講じるとともに、必要に応じて関係機関との連携を図りながら、その原因を究明し再発防止を図る。

(付則)

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

**平成27年4月1日一部改正**